【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月12日
【会社名】	株式会社四国銀行
【英訳名】	The Shikoku Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　小 林 達 司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	高知市南はりまや町一丁目１番１号
【縦覧に供する場所】	株式会社四国銀行徳島営業部 （徳島市八百屋町三丁目10番地２） 株式会社四国銀行東京支店 （東京都千代田区内神田一丁目13番７号） 株式会社四国銀行大阪支店 （大阪府大阪市中央区本町二丁目６番８号） 株式会社四国銀行神戸支店 （兵庫県神戸市中央区三宮町二丁目７番１号） 株式会社四国銀行松山支店 （松山市三番町三丁目９番地４） 株式会社四国銀行高松支店 （高松市丸亀町８番地23） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） (注) 松山支店及び高松支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取小林達司は、当行の第213期中（自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。